

第 1743 回 (2 月 24 日)

水域環境の利用と所有

—— アジアとアフリカの比較研究 ——

(滋賀県立琵琶湖博物館)

嘉 田 由紀子

かつて、局部的でかつ特殊な状況で発生すると考えられていた環境問題は、近代的な生産・生活方式の浸透によって、世界中あまねく問題となってきた。そのような中で、環境問題には、汚染問題のように社会問題化した「環境問題」と、人と自然のかかわりに本源的に潜む潜在的な「環境」問題の両方があることをまず指摘した。

そして顕在化した「環境問題」と潜在的「環境問題」の理論的かつ実践的ループをつなぐ視点として、「地域にくらす生活者の視点」をもとに問題をみる「生活環境主義」という見方があること、また「生活環境主義」の中で、認識論、主体論、などとあわせて所有論が重要であるという問題提起を行った。

環境問題と所有関係のあり方を探る第 1 の条件は、これまで人と人との関係ととらえられていた所有関係を、対象とする場や資源の生態的、自然的条件とのかかわらせて考察することである。

所有問題を環境問題、とくに資源問題とむすびつけて議論した嚆矢は、1968 年のハーディンによる「コモンズの悲劇」論であるが、これをそのままうけとめて、「共有的所有は資源の乱獲につながる」「私有あるいは公有こそが資源を保全できる」という議論もみうけられる。しかしハーディンの論は基本的には、たとえば日本でいう入会や総有という概念とは異なる。ハーディンは資源へのアクセスの成員条件を問題としていない。日本の入会（総有）制度では、村落共同体という団体的結合と水域（漁場や河川水）や森林の利用とは表裏一体であり、誰もが自由にアクセスできる自由財ではない。

それでは、村落共同体のあり方と資源利用、所有関係はいかにかかわっているのか、滋賀県余呉湖辺の川並という地域の事例を糸口に紹介をした。ここでは、所有関係へのアプローチが観念的、制度的であった限界を越えて、人と自然のかかわりが埋め込まれている地域社会での日常的な生活実践の中から、所有意識とその実態を探った。

その結果、所有関係の基本は、対象資源の生態的特性と空間、時間という組み合わせのなかで関係論的にきまってくる“重層的所有観”であり、「一物一権主義」という近代法の原則と大きく異なることが示された。つまり、ある空間を囲いこむことでその中のすべての資源の権利を一元的に管理するという観念は弱いのである。

「一物一権的」近代法が国家の法となり百年以上もの時間を経てなおこのような慣行が存続してきたということは、その制度のもつ固有の合理性が潜むからではないかと推定される。その合理性とは、“労働”（働きかけ）と“資源の循環的利用”のなかで村落生活の物的、精神的基盤を維持しようとする生活保全の原理ともいえるだろう。

アジアやアフリカにおける空間の利用、特に水域の利用と所有の事例を各地でみてみると、「一物一権主義」のもとで、資源の利用と処分（所有）を排他的に特定の私人に与えるという近代法的所有慣行の方が例外的ではないか、という思いにかられる。たとえばアフリカのマラウイ湖辺においては資源利用は、特定の空間を排他的に特定の個人や集団が囲いこむのではなく、樹木、木の実、野生動物、魚類など、対象となる資源の種類毎に、きわめて多様でいくつんだ利用慣行が形成されてきている。このような利用慣行の原理があることにより、交換価値ではなく使用価値を重視し、それによって自給的生活を維持してきた、とも解釈される。